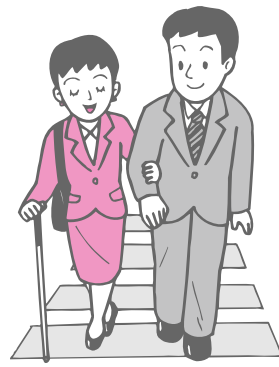


4月から利用者負担の仕組みはこう変わります



障害者自立支援法施行

2月号でお知らせしましたとおり、「障害者自立支援法」が4月から施行されます。

これまで障害のある人は、「身体障害」「知的障害」「精神障害」の3つに分けられ、障害の種類ごとに受けられるサービスなどが分かれていました。「障害者自立支援法」は、障害の種類にかかわらずサービスを共通化し、障害者の地域における自立した生活を支援するものです。

これまでの経緯

障害者福祉は、障害があっても地域の中で自分らしく暮らせる社会の実現を目指して施策が行われています。平成15年には、行政がサービスを決定する「措置制度」から、障害者の意思を尊重し、障害者自らがサービスや事業者を選ぶ「支援費制度」に改められました。今回の「障害者自立支援法」は、従来の支援費制度が、利用者の急増による財源不足や、地域間のサービス格差の拡大などの問題が生まれたために、新たに定められたものです。

サービスの仕組みが変わります

この法律により、障害のある人

がサービスを利用する自己負担の仕組みが、これまでの収入や課税状況に着目した負担の仕組みからサービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と、所得に応じた月額上限の設定）に改められます。また、施設入所者等の食費・光熱水費等の実費負担も見直されます。

低所得者への軽減措置

低所得の人（市民税非課税世帯の人）に配慮して、次のような軽減策があります。

月ごとの利用者負担には上限があります

障害福祉サービスの定率負

担（食費・光熱費を除く利用者負担）は、所得に応じて表①の4区分に月額負担上限額が設定されています。ひと月にどれだけサービスを利用して、それ以上の負担は生じません。

入所施設、グループホームを利用する場合、さらに個別減免があります

入所施設（20歳以上）やグループホームを利用する場合、預貯金等が350万円以下であれば、定率負担の個別減免が行われます。

具体的には1カ月の収入が6万6667円までの場合は、利用者負担はなく、この額を超える収入（年金や工賃等であれば、3000円を控除したもの）がある場合は、超えた額の50%（グループホームでは15%）を利用者負担の上限額とします。

※個別減免の対象となるには、施設やグループホームに住民票を置いておく必要があります。

障害者自立支援法

Q どんな人が対象になるの？

A 身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳をお持ちの人で、ホームヘルプサービスやグループホーム、障害者施設などの障害福祉サービスが必要としている人です。

Q 障害者自立支援法でどう変わるの？

A 障害者自立支援法による制度の改正は段階的に実施されます。4月からは、自立支援医療の実施や利用者負担の仕組みが変わり、10月からサービスの体系が変わっていく予定です。

Q 介護保険のサービスとの関係は？

A 介護保険と障害福祉で同じサービスを受けることができる人の場合は、介護保険のサービス利用が優先されます。ただし、介護保険を受けている人でも介護保険がない障害福祉のサービスが必要となる場合は利用できます。

表① 利用者負担の月額上限額

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の人	15,000円
低所得2	市民税非課税世帯で「低所得1」でない人 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、約300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が約125万円以下の収入	24,600円
一般	市民税課税世帯	37,200円

※所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、住民票で同じ世帯となっても税制と医療保険で被扶養者でなければ、障害のある人とその配偶者を別世帯の扱いとすることができます。

表② 社会福祉法人減免の対象となる収入・資産の状況

	収入	預貯金等(注2)
単身世帯	150万円以下	350万円以下
2人世帯	200万円以下	450万円以下
3人世帯	250万円以下	550万円以下

(注1) 原則、社会福祉法人ですが、その地域(同一市町村内)にサービスを提供する社会福祉法人がない場合は、他の法人でも認められます。

(注2) 預貯金等の中から、一定の要件を満たす信託、個人年金等は除かれます。

表③ 社会福祉法人減免後の利用者負担の上限額

	1つの事業所あたりの月額負担上限額
低所得1	7,500円
低所得2	12,300円(通所施設利用の場合、7,500円)

社会福祉法人等(注)が提供する通所サービス、ホームヘルプサービスを利用する場合、サービスを利用する場合は、社会福祉法人等の減免対象となります。

この場合、1つの事業所における月額負担は、表③のようになります。

同じ世帯の中で障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合などでも、表①の4区分の月額負担上限額を超えることはありません。

例えば、表①の低所得2の世帯で、2人以上の人が障害福祉サービスを利用する場合は、世帯全体の定率負担の合計は、2万4,600円が上限となります。

生活保護への移行防止策が講じられます

こうした負担軽減策を講じて

食費等実費負担についても、軽減措置が講じられます

入所施設の食費、光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されます。しかし、低所得者には、20歳以上で入所施設を利用する場合、食費、光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に2万5,000円が残るように補給給付が行われます。

でも、定率負担や食費等を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、定率負担や、食費等を引き下げ生活保護の対象とならないように配慮がなされます。

■問い合わせ

▽精神障害者の自立支援医療およびサービスに関すること：社会福祉課障害福祉係(TEL)0267-210264

▽身体障害者・知的障害者のサービスに関すること：社会福祉課障害福祉係(TEL)0264-0263